

指定管理者の選定について【公募】
（堺・東・西・南・北・美原老人福祉センター及び美原総合福祉会館）

| | |
|------------------|--|
| 1 施設名 | 堺市立堺・東・西・南・北・美原老人福祉センター 及び堺市立美原総合福祉会館 |
| 2 指定期間（予定） | 令和３年４月１日～令和７年３月３１日（４年間） |
| 3 設置条例等 | 【老人福祉センター】 設置条例：堺市立老人福祉センター条例 その他設置の根拠等：老人福祉法第１５条第５項 【美原総合福祉会館】 設置条例：堺市立美原総合福祉会館条例 |
| 4 施設の設置目的 | 【老人福祉センター】 高齢者に関する生活及び健康についての相談に応じ、 また生業及び就労の指導を行うとともに、高齢者に対し て、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのため の便宜を総合的に供与すること。 【美原総合福祉会館】 総合福祉を基調として、市民が自立し、生きがいの持 てる福祉社会の形成及び市民福祉の向上を図ること。 |
| 5 指定管理者制度の導入について | <p>■平成１８年度より、老人福祉センターの魅力さをさらに 引き出し、施設の設置目的を、より効果的かつ効率的に 達成し、多様化・複雑化する利用者ニーズへの柔軟な対 応を期待し、中・東・西・南・北老人福祉センターに指 定管理者制度を一括導入。</p> <p>■平成２０年度には、同様の効果を期待し、堺老人福祉 センターについても、指定管理制度を導入し、他の老人 福祉センターと同一の指定管理者を指定。</p> <p>■平成２１年度には、更に美原総合福祉会館及び美原老 人福祉センターについても指定管理制度を導入し、同一 の指定管理者を指定。</p> <p>■平成２３年度より、一定の均一性や利便性を確保しつ つ、各センターの地域性を活かし、利用者のニーズによ り即した事業展開を期待して、「堺・西」「中・南」「東・ 北・美原」の３区域に分割し、公募により指定管理者を 指定。</p> |
| 6 公募により指定する理由 | 高齢者福祉事業に実績を有する法人の経験やノウハウ 等を活用することにより、施設の設置目的を、より効果 的かつ効率的に達成し、利用者ニーズに対応したサービ スの提供、サービスの質の向上及び施設の利用促進を図 るため、指定管理者として、民間事業者等を広く募るも の。 |